

岩手県企業局管理規程第5号

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県企業局長 藤澤 敦子

企業局安全衛生規程の一部を改正する規程

企業局安全衛生規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、常勤の企業局企業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条第2項</u>に規定する臨時的任用職員を除く。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、常勤の企業局企業職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の3第1項</u>に規定する臨時的任用職員を除く。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。